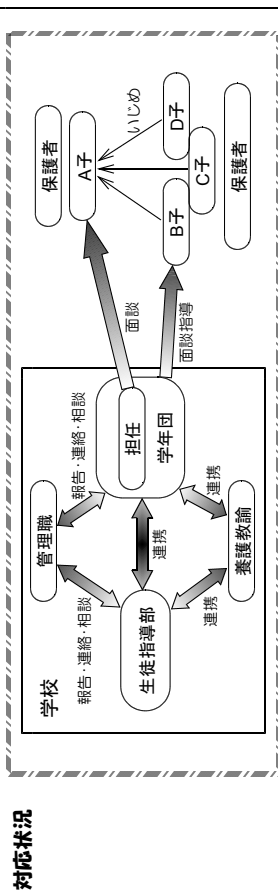


いじめを速やかに解消した事例8(高等学校第1学年女子)

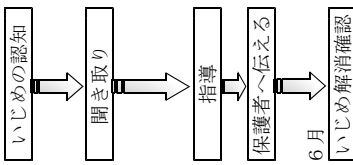
～全教職員による組織的な対応～

問題の把握

- 5月25日、記名式による「いじめに関するアンケート」に「いじめの記載があった。すぐに担任が当該女子生徒Aとクラスの友人等への聞き取りを行い、生徒指導部が中心となって対応策を検討した。内容は、クラスの3人の女子生徒による冷やかしの、からかい、悪口や嫌なことを言われることに加え、脅しめいたことを言われたことであった。



5月



- 5月25日、「いじめに関するアンケート」により、担任は、生徒Aがいじめにあっていることを知り、同日放課後、生徒Aに内容を確認した。担任は生徒指導部に対応方法について相談した。
- 5月26日昼休み、生徒指導部が学年団の教諭の協力を得て加害とされる女子生徒B、C、Dに聞き取りを実施し、全員からいじめの事実を確認した。
- 5月27日、担任は養護教諭から、生徒Aが生徒B、C、Dとの人間関係について悩んでいたことなどの情報を得た。
- 5月30日、生徒指導部が生徒B、C、Dを指導し、謝罪の意志があることを確認した。学年団は、放課生徒後、生徒Aへの謝罪と話し合いの場を設けた。
- 担任は関係生徒の保護者にいじめの事実と学校の対応方針を伝えた。
- 5月31日、学年主任が学年集会において、いじめは絶対に許されるものではないことを強く話した。
- 6月8日、担任、養護教諭及び学年団の教諭が、生徒Aと生徒B、C、Dとの人間関係の回復について確認した。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・学級担任が一人で抱え込むことなく、全教職員が情報を共有し役割分担を明確にしながら、組織的に対応すること。
- ・生徒指導部が中心となり、速やかな指導計画の作成に対応すること。
- ・保護者から情報を得るとともに、対応方針を速やかに伝え、学校との信頼関係をしっかりと築く。
- ・担任と学年団、養護教諭との、日ごろの情報交換を大切にし、連携した指導を心がける。
- ・「いじめに関するアンケート」を効果的に利用できるよう年間の指導計画に位置付ける。

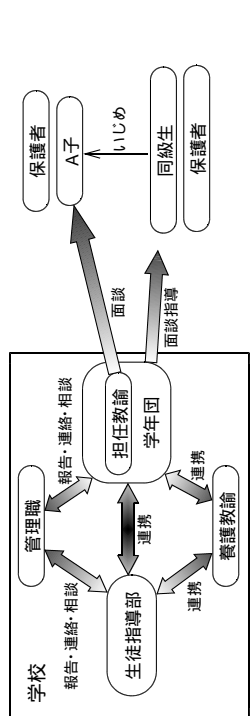
いじめを速やかに解消した事例10(高等学校第1学年女子)

～全教職員による組織的な対応～

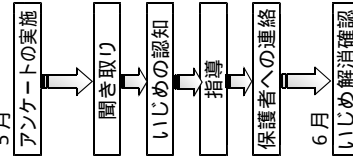
問題の把握

5月、記名式による「いじめに関するアンケート」によりいじめが疑われる記載があった。担任教諭が直ちに本人とクラスの友人等への聞き取りを行い、いじめの事実を確認し、生徒指導部が中心となって対応策を検討した。内容は、同じクラスの女子生徒による冷やかしの、からかい、悪口や嫌なことを言われることに加え、脅しめいたことを言われることである。担任教諭の速やかな対応と教職員の組織的な連携により、事態は速やかに解消へと向かった。

対応状況



5月



- 5月、「いじめに関するアンケート」により、担任教諭は、A子がいじめにあっているらしいことを知り、同日放課後、A子に内容を確認した。担任教諭は生徒指導部に対応方法について相談した。
- 生徒指導部が学年団の教諭の協力を得て加害生徒に聞き取りを実施し、いじめの事実を確認できた。
- 担任教諭は養護教諭から、A子が友人関係について悩んでいたことなどの情報を得た。
- 加害生徒が謝罪することを生徒指導部で確認した。学年団は、放課後、A子への謝罪と話し合いの場を設けた。
- 担任教諭は関係生徒の保護者にいじめの事実と学校の対応策を伝えた。
- 学年主任が学年集会において、いじめは絶対に許されるものではないことを指導した。
- 6月、担任教諭、養護教諭及び学年団の教諭が、A子と加害生徒の関係の回復といじめの解消を確認した。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・学級担任が一人で抱え込むことなく、全教職員が情報を共有し役割分担を明確にしながら、組織的に対応すること。
- ・生徒指導部が中心となり、速やかな指導計画の作成により対応すること。
- ・保護者からの情報提供を得るとともに、対応方針を速やかに伝え、学校との信頼関係をしっかりと築くこと。
- ・担任教諭や学年団は養護教諭との日常的な情報交換を大切にすること。
- ・「いじめに関するアンケート」を効果的に利用できるよう年間の指導計画に位置付けること。

いじめを速やかに解消した事例12 (高等学校第2学年男子)

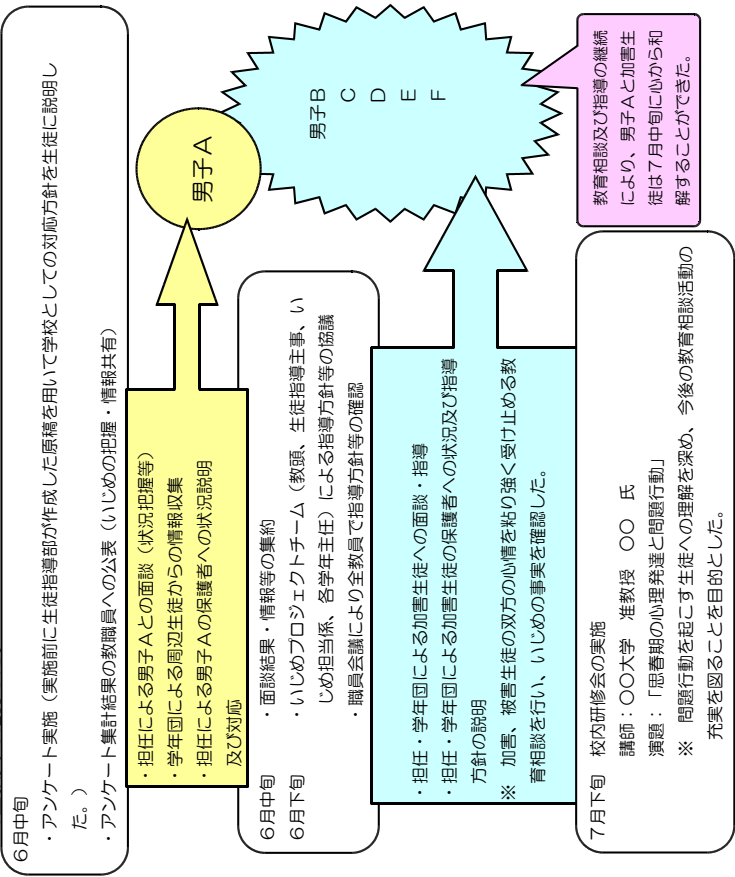
～全教職員による組織的な対応～

問題の把握

6月14日(火)に実施したいじめのためのアンケートに、第2学年男子Aより「悪口を言われたり、叩かれたりした」との記載があった。その後、担任が個別に面談したところ、第2学年男子Bを中心とする男子5名から5月上旬より断続的にいじめを受けていた事実が判明した。

対応状況

※ 年度始めの職員会議において、いじめの問題への取組及び対応方針に係る校内体制について全教員で確認した。



いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・年度当初に、学校としてのいじめの対応方針(文書)を生徒・保護者に説明し、理解を得る。
- ・全教職員が「いじめがないことはない」という心構えで、生徒観察・校内巡視等に当たり、生徒のサインを見逃さないようにする。
- ・全教職員が常に情報を共有することともに、一致した指導方針の下、組織的に対応する。
- ・望ましい人間関係づくりのため、継続的なきめ細かい教育相談に努める。

いじめを速やかに解消した事例15 (高等学校第2学年女子)

～全教職員による組織的な対応～

問題の把握

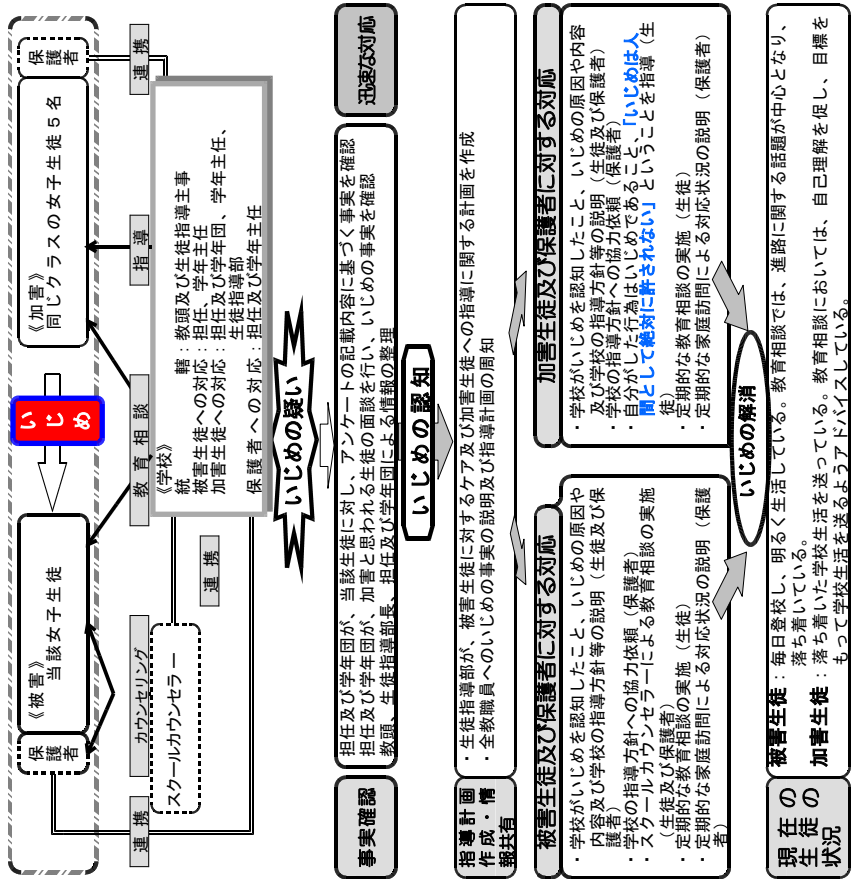
11月に実施した「いじめの把握のためのアンケート」において、「いじめられている」との訴えがあり、学校は当該女子生徒に事実確認をしたところ、同じクラスの女子生徒5名から、「冷やかしからいじめ」「悪口を言われる」「故意に笑われる」などのいじめを受けているとのことであった。

校内体制

年度始めの職員会議において、次のことを確認した。

- ① アンケート調査や教育相談などを行い、いじめの実態の把握に努める。
- ② 生徒会活動やHR活動等を活用して積極的な生徒間の仲間づくりの取組を行う。
- ③ いじめの認知及びその対応に係る校内体制を強化する。

対応状況【いじめの状況及び問題解決に向けた校内体制】



いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・いじめを把握するためのアンケート等を定期的に実施する。
- ・いじめの疑いがあった場合には、その日のうちに事実確認をするなど迅速に対応する。
- ・速やかに情報を整理することともに、保護者に事実を説明し、学校の指導への協力を要請する。

いじめを速やかに解消した事例12（高等学校第2学年女子）

～全教職員による組織的な対応～

問題の把握

女子生徒Aは、5月の連休明けから病欠が続いた。クラス内で他の生徒から冷やかしかからかいらしいいじめを受けていることをAの保護者が担任に訴えたことにより、いじめの事実が察知した。担任がAに確認したところ、いじめは2学年に連鎖し、友人関係が変化した頃から始まった。

対応状況

【認知直後・5月11日】

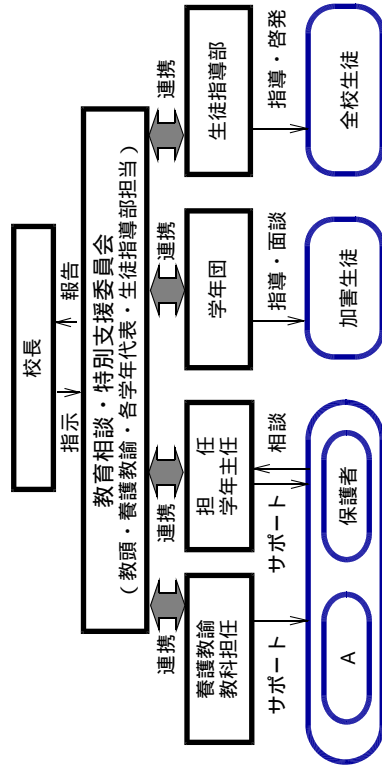
校長は当該事例について、全教職員の共通理解の下、組織的に対応することを指示
学年主任及び担任は、A宅へ家庭訪問。A及び保護者に対し、学校の指導方針について説明し、協力を要請
教育相談・特別支援委員会は、Aの支援プランを作成するとともに、加害生徒への対応策を検討

【5月中旬】

担任はAに対し、保健室登校を提案し、Aの心理的不安を解消
2学年団は加害生徒に対し、面談指導。学年主任及び担任は加害生徒の保護者に指導の経過を説明し、協力を要請
生徒指導部長は全校集会において、いじめは絶対に許されないことを指導

【5月下旬】

Aは保健室登校を開始。養護教諭を中心に心理的不安の解消を図るとともに、教科担任が学習をサポート
担任はAと親しい生徒に対し、AのHR内でのケアについて協力を依頼するなど、HRの受入体制を構築
学年主任はAの保護者に、Aの学校の様子や行動の変化などを随時連絡
2学年団は加害生徒に対し、継続した面談指導を実施
上記の組織的な取組により、Aはいじめの認知から10日間程度で通常の学校生活に復帰した。
5月末にはいじめは完全に解消したと判断することができた。



いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・管理職のリーダーシップのもと、全教職員が速やかに情報を共有し、いじめの解消に向けた取組を組織的に進めること。
- ・被害生徒及び保護者の心情に配慮した対応を心がけること。
- ・加害生徒に対し、いじめを繰り返すことがないよう継続した指導を行うとともに、全校生徒に対し、「いじめは絶対に許されない」という規範意識を醸成すること。

いじめを速やかに解消した事例14（高等学校第2学年女子）

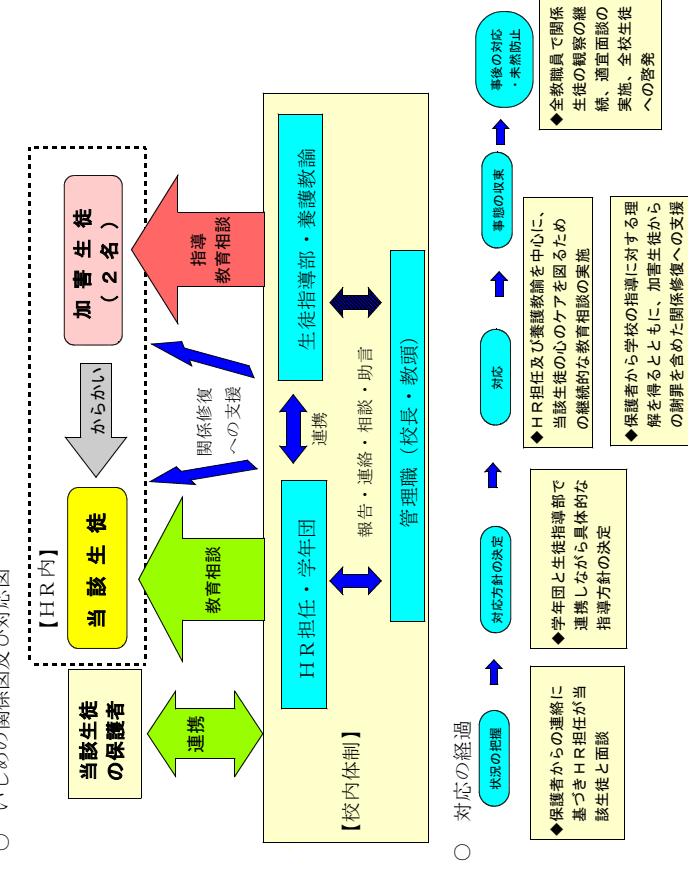
～全教職員による組織的な対応～

問題の把握

当該生徒の保護者から、学校内でいじめを受けているとHR担任に連絡があった。当該生徒に対し、HR担任が面談したところ、同じHRの女子生徒2名から、からかひを受けているといういじめの事実を確認した。

対応状況

○ いじめの関係図及び対応図



いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・HR担任だけに任せることなく、管理職をはじめ学年団や生徒指導部等が連携し、情報を共有し、速やかに対応すること。
- ・保護者と密に連絡し、情報交換を行うなど連携し、適切な対応を図ること。
- ・普段からHR内の人間関係を把握するとともに、いじめを許容しない雰囲気づくりを行うこと。

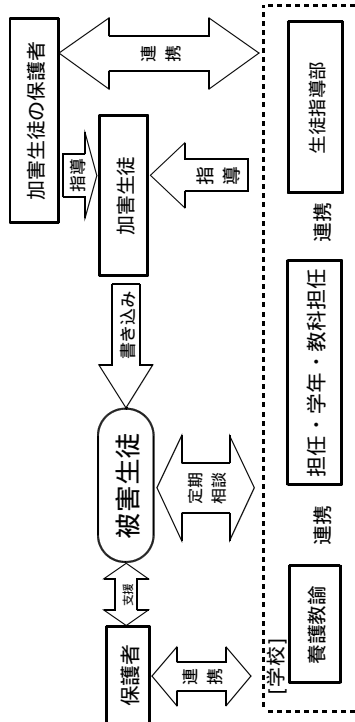
いじめを速やかに解消した事例15（高等学校2 学年女子）

～全教職員による組織的な対応～

問題の把握

当該生徒の保護者から、「子どもが級友からいじめられているようだ。」と、HR担任に相談があり、当該生徒本人に確認したところ、悪口を言われたり、ネット上で誹謗中傷の書き込みを受けたりしていることが発覚し、いじめの事実を認知した。

対応状況



【校内における連携体制】

いじめの事実確認後は、生徒指導部が中心に対処策について検討した。全職員で、被害生徒に係る情報の共有と、今後の具体的な対応策について確認した。主に生徒指導部が中心となって、全生徒に対してブログへの書き込みなどのネットモラルに係る指導を継続的に実施した。

【保護者への対応】
被害生徒の保護者に対して、いじめに対する学校の対応等について説明し、理解を得た。加害生徒の保護者に対して、いじめの内容及び学校の対応方針を伝え、理解を得た。

【被害生徒への対応】

担任と養護教諭が連携し、当初から被害生徒の相談に乗り、精神的に支えた。養護教諭を中心に、いじめ解消後も定期的に面談を実施した。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・保護者と連携し、被害生徒と加害生徒の両者に対して適切な対応を図ること。
- ・担任及び教科担任がHR内の人間関係を着段から把握するとともに、当該学年から全職員に周知して情報の共有を図ること。
- ・指導の中心となる学年や養護教諭、生徒指導部等がそれぞれの役割を明確にした組織的な指導体制を構築すること。

認知したいじめを速やかに解消した事例11（高等学校第2 学年女子）

～全教職員による組織的な対応～

問題の把握

4月上旬、学級担任が行う年度当初の個人面談の際、当該生徒から、「去年の学校祭の準備期間から友人関係のもつれがあり、同じクラスの生徒2名から、『きもい』・『うざい』など、傷つくような嫌なことを言われる。」との申し出があり、いじめを受けている事実を認知した。

対応状況

【学年】初めの体制

具体的な対応内容と対応者

- 職員会議：「いじめは許さない」・「小さなサインも見逃さない」等、いじめの問題への対応方針や、「学年・生徒指導部・養護教諭等が連携していじめの未然防止・早期発見に努める」という校内体制について全教職員で確認
- PTA総会：「いじめへの基本的な対処」・「いじめ体制の実施」など、学校の対応方針等の説明、家庭や地域からの情報提供の依頼

○ いじめの事実の有無の確認

①事実確認：加害生徒に対して実際に行った行為を確認

②情報収集：周辺生徒から具体的ないじめの内容や頻度を確認

○ 被害生徒への対応

①面談：具体的ないじめの内容、頻度等について把握

②心のケア：日常的なカウンセリングによる状況の把握とケア

○ 被害生徒の保護者への対応

①家庭訪問：保護者にいじめの事実を把握したことを報告（即日）

②要望把握：学校の対応についての要望を把握

【要望】「子どもの不安を取り除く除く学校の最大限の努力」

③連携：指導内容や改善状況を毎日電話で報告、定期的な家庭訪問

○ 加害生徒への対応

①指導：いじめは人権を侵す行為であることについて説明

②家庭連絡：いじめの事実を報告し、指導への協力を要請

学年団 生徒指導部

学年団 生徒指導部

担任

担任

養護教諭 SC

生徒指導部

担任

担任

教頭 担任 学年団

生徒指導部 学年団

担任 学年団

HR全体への指導内容

- ・いじめの傍観は、いじめの行為と同様に許されないこと
- ・いじめを教師や保護者に伝えることは正しい行為であること
- ・いじめられている生徒を仲間として支援することが必要であること

全教職員に関わる対応

- ・全教職員に対していじめの状況や対応状況について逐次周知
- ・いじめはこの学校でもどの子どもにも起こり得るという認識を共有すること
- ・生徒の発する小さなサインを見逃さず、教職員間で情報共有すること

いじめの解消

- ・当該生徒及び保護者と面談の結果、いじめは6月10日に解消したことを確認

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・年度当初に、学校としての対応方針や校内体制について教職員間で確認するとともに、生徒及び保護者に説明し、理解を得ておくこと。
- ・全教職員が情報を共有するとともに、統一した指導方針の下、組織的に速やかに対応すること。
- ・保護者の意向を尊重して対応するとともに、対応状況を逐次報告して不安を拘かせないこと。
- ・改善状況の把握のため、全教職員で生徒観察・校内巡回等に努め、生徒のサインを見逃さないこと。

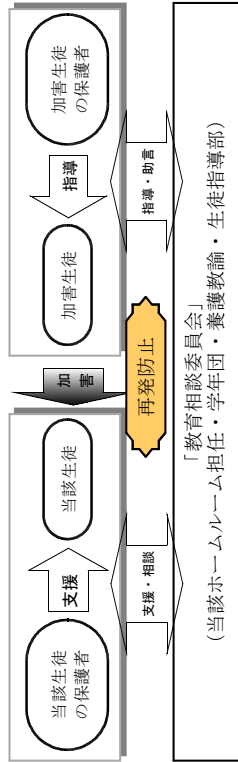
認知したいじめを速やかに解消した事例16（高等学校第3年生女子）

～全教職員による組織的な対応～

問題の把握

当該生徒及び保護者からホームルーム担任に「級友からいじめられているとの訴えがあった。ホームルーム担任が当該生徒及び加害生徒に事実確認したところ、友人同士の言い争いがエスカレートし、加害生徒から当該生徒への暴力行為、暴言及び誹謗中傷が確認された。

対応状況



- 【当該生徒への対応】
- ・ホームルーム担任による事実確認後、教育相談委員会を開催し、全校体制で当該生徒への支援を実施した。
 - ・ホームルーム担任は、定期的な電話連絡及び家庭訪問を実施し、当該生徒の支援を継続した。
 - ・教育相談委員会は、コーディネーター役として当該生徒の安全な学校復帰を目指し、養護教諭やスクールカウンセラーを活用して、当該生徒の支援に当たった。
- 【加害生徒への対応】
- ・ホームルーム担任及びスクールカウンセラーは加害生徒に対して、「いじめは人として絶対に許されないこと」「人権を侵す行為であること」を気付かせるよう指導し、当該生徒への謝罪の気持ちを確認した。
- 【保護者への対応】
- ・管理職は当該生徒の保護者に対して、いじめに対する学校の対応方針と取組内容について説明し、学校と家庭が連携して当該生徒への支援を行うことについて説明し了承を得た。
 - ・管理職は加害生徒の保護者に対して、いじめの内容及びカウンセリングの実施など学校の対応方針と取組内容を説明し了承を得た。
- 【校内における連携体制】
- ・いじめの認知後、直ちに「教育相談委員会」を組織し、指導方針について共通理解を図り迅速かつ組織的な対応を心がけた。
 - ・報告・連絡・相談を基本に、各学年や生徒会による再発防止対応策を検討した。
 - ・全教職員による、当該生徒に係る情報の共有化と、協働的な生徒指導体制について確認した。

※その後、当該生徒は、学校に復帰し「教育相談委員会」の支援を受けつつ、就職試験が内定し、無事卒業した。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・当該生徒の「安全確保」が第一目標となる。教職員や保護者が、「当該生徒を絶対に守る」という毅然とした姿勢を見せること。
- ・保護者に事実を伝え、連携を深めることにより、当該生徒及び加害生徒の実態に合った適切な対応を図ること。
- ・教職員は、日ごろからホームルーム内の人間関係の把握に努めるとともに、得られた情報の共有化と役割分担を明確化した指導体制を構築すること。
- ・本ケースを踏まえ、年度当初に学校としてのいじめの対応方針や校内体制について検証し、未然防止の観点から生徒及び保護者に説明し、指導方法の理解を得ておくこと。

認知したいじめを速やかに解消した事例13（高等学校第2学年男子）

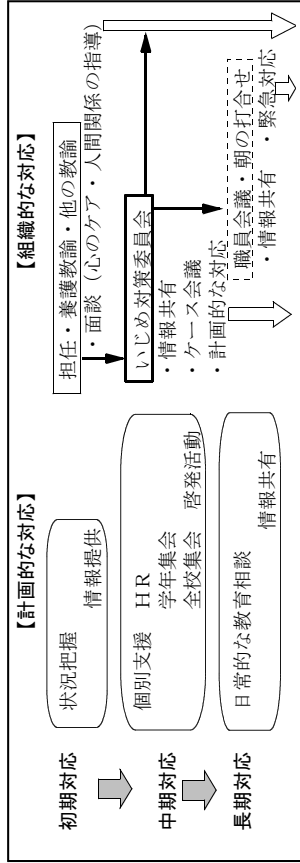
～校内体制の充実による計画的な対応～

問題の把握

5月に当該生徒から担任に対して、同学年の男子生徒からいじめられているとの訴えがあった。担任や他の教職員が当該生徒及び周囲の生徒から状況を聞いたところ、冷やかしの悪口を言われる等のいじめがあったことを確認したため、校内体制の充実を図り、いじめの解消と再発防止に向け、組織的・計画的な取組を進めた。

対応状況

〔対応図〕



〔対応の経過〕

- 初期対応
- ・担任や他の教職員が当該生徒及び加害生徒、周囲の生徒から状況を確認し、いじめの事実を確認し、いじめ対策委員会に報告した。
 - ・担任と管理職が、当該生徒と加害生徒の保護者に対し、事案の説明と学校（いじめ対策委員会）の対応への理解と協力を促した。
- 中期対応
- ・クラス会議等において、当該生徒の状況について教職員全体で情報共有するとともに、当該生徒への支援や周囲の生徒への指導の方針について確認した。
 - ・担任や養護教諭が中心となつて継続的に面談し、当該生徒との信頼関係を構築しながら心のケアに努めるとともに、周囲の生徒と上手にコミュニケーションを図るためのスキームや心構え等について指導した。
 - ・担任、部活動顧問、養護教諭等が連携しながら、加害生徒に対して、いじめの行為の重大性について気付かせ、反省を促す指導を継続的に行った。
 - ・周囲の生徒に対して、当該生徒はもとより全員が安心できる居場所づくりに努めるよう促した。
 - ・ホームルームや学年集会において、学校として「いじめは絶対に許さない」ことや他者との望ましいコミュニケーションの在り方について継続的に指導した。
- 長期対応
- ・当該生徒及び加害生徒との面談や観察等により、10月末には当該生徒のいじめに對する不安が払われず、関係生徒の人間関係が改善し、いじめは解消したと判断することができた。
 - ・当該生徒と随時面談を行うなど、日常的に見守り、教職員全体で情報を共有する体制を継続している。

いじめの問題を速やかに解消するためのポイント

- ・いじめの問題に対し、全教職員が、児童生徒への支援や周囲の指導の方針等について情報を共有し、組織的・計画的に取り組むこと。
- ・教育相談体制の充実に加え、児童生徒が孤立しないよう周囲の児童生徒に協力を求めるなど、児童生徒の居場所づくりに学校全体として行うこと。
- ・「いじめは絶対に許さない」という学校の姿勢を日頃から示すなどして、児童生徒の規範意識を高め、いじめをしない、許さない集団づくりを行うこと。